

8 分野別計画

後期基本計画では、目的に応じて行政分野を 7 つの章に分類した上で、章ごとに施策や施策の具体的な方向性（細施策）を分野別計画として体系化しています。

分野別計画は、各分野に共通する 1 つの章と 6 つの分野別の章、21 の節、59 の施策、239 の細施策で構成されています。

| 7 章 | 21 節 | 59 施策 | 239 細施策 |
|------------------|------|-------|---------|
| 共 通 章 | 3 節 | 6 施策 | 20 細施策 |
| 第 1 章 保健・医療・福祉 | 3 節 | 8 施策 | 36 細施策 |
| 第 2 章 教育・文化・スポーツ | 5 節 | 8 施策 | 43 細施策 |
| 第 3 章 都市基盤・生活基盤 | 3 節 | 13 施策 | 43 細施策 |
| 第 4 章 産業・観光 | 2 節 | 7 施策 | 30 細施策 |
| 第 5 章 環境 | 3 節 | 7 施策 | 28 細施策 |
| 第 6 章 地域社会と市民生活 | 2 節 | 10 施策 | 39 細施策 |

【共通章】

| 共通 | 節 | 施策 | 細施策 | |
|---------------------------|---------------|-------------------|------------------------|-------------|
| 協働によるまちづくりと健全で効率的な行政運営の推進 | 1 協働によるまちづくり | 1 市民参加と協働の推進 | 1 市民参加のしくみづくり | |
| | | | 2 情報の共有化 | |
| | | | 3 行政の透明性の向上 | |
| | | | 4 協働のしくみづくり | |
| | 2 行財政改革の強力な推進 | 1 新たな行財政運営システムの構築 | 1 地方分権の推進 | |
| | | | 2 将来に向けた中期財政計画の策定 | |
| | | | 3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立 | |
| | | | 4 民間の経営手法の活用 | |
| | | | 5 人材育成の推進 | |
| | | | 6 行政サービスの向上 | |
| | | 2 効率的な社会資本整備の推進 | 1 社会資本マネジメントの推進 | |
| | | | 2 庁舎等の建設 | |
| | | | 3 財源の確保 | 1 積極的な財源の確保 |
| | | | | 2 収入の向上対策 |
| | 3 広域行政の推進 | 1 広域行政の推進 | 3 受益者負担の適正化 | |
| 1 行政サービスのオンライン化の推進 | | | | |
| 2 事務の電子化の推進 | | | | |
| 3 節 | 6 施策 | 1 関係市町の連携強化 | | |
| | | 2 レインボープランの推進 | | |
| | | 3 業務核都市としての機能の推進 | | |
| | 3 節 | 6 施策 | 20 細施策 | |

【第1章 保健・医療・福祉】

| 第1章 | 節 | 施策 | 細施策 | | | |
|---|-----------------------|------------------------|--|--|--|--------|
| <p>ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち</p> <p>保健・医療・福祉</p> | 1 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり | 1 児童福祉の推進 | 1 子どものへの支援体制の充実 2 親への支援体制の充実 3 地域の支援体制の充実 | | | |
| | | 2 高齢者福祉の推進 | 1 生きがい対策の充実 2 介護予防・生活支援の推進 3 包括的地域ケア体制の整備 4 介護サービスの充実 5 居住環境の整備・充実 6 福祉医療サービスの充実 | | | |
| | | 3 障害者福祉の推進 | 1 保健・医療サービスの充実 2 生涯にわたる学習機会の充実 3 雇用・就労の促進 4 社会参加の拡充 5 福祉サービスの充実 6 障害及び障害のある人を理解するための施策の推進 | | | |
| | | 4 地域福祉の推進 | 1 市民参加の促進 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 3 社会福祉事業への支援 4 社会福祉協議会の基盤の整備強化 | | | |
| | | 5 社会保障の推進 | 1 国民健康保険制度の健全な運営 2 高齢者に対する医療制度の円滑な運用 3 国民年金制度の啓発 4 介護保険制度の健全な運営 5 生活保護制度の適正な運用 | | | |
| | | 2 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり | 1 健康づくりの推進 | 1 健康づくりの支援 2 母子保健の充実 3 成人保健の充実 | | |
| | | | 2 保健衛生・医療体制の充実 | 1 精神保健対策の推進 2 感染症予防対策の推進 3 地域医療体制の整備・充実 4 食の安全・安心の確保 5 衛生的で快適な住環境の確保 6 人と動物が共生できる豊かな社会づくり | | |
| | | | 3 安心できる生活を支えるしくみづくり | 1 保健・医療・福祉の連携 | 1 保健・医療・福祉関係機関等の連携 2 地域関係団体(者)の連携 3 行政における連携体制 | |
| | | | | 3節 | 8 施策 | 36 細施策 |

【第2章 教育・文化・スポーツ】

| 第2章 | 節 | 施策 | 細施策 | |
|---|----------------------|--------------------|--|--------|
| 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち 教育・文化・スポーツ | 1 活力ある地域を創る生涯学習の推進 | 1 生涯学習環境の整備・充実 | 1 生涯学習推進体制の確立 2 身近な学習施設の整備・充実 3 図書館サービス網の整備・充実 4 博物館の整備・充実 5 高等教育機関等との連携・協働の推進 | |
| | | 2 生涯にわたる学習活動の推進 | 1 多様な学習機会の創設 2 社会の変化に応じた学習機会の提供 3 地域の教育力の向上 | |
| | 2 個性を生かす学校教育の推進 | 1 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進 | 1 個に応じた教育の推進 2 学校間の連携の推進 3 生徒指導・進路指導の充実 4 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進 5 教職員の資質向上 6 特別支援教育の充実 7 英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進 8 小・中学校情報教育の推進 9 読書活動の充実及び体力向上の推進 | |
| | | 2 教育環境の整備・充実 | 1 学校施設の整備・充実 2 小・中学校の適正配置と通学区の弾力化 3 学校図書館の充実 4 学校給食の充実 5 市立川越高等学校の改革・充実 6 教育センターの充実 | |
| | 3 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造 | 1 芸術文化活動の充実 | 1 市民文化に関する情報提供 2 芸術文化活動への支援の充実 3 芸術文化の鑑賞機会の充実 4 活動拠点の整備・充実 5 文化施設の利用促進 6 姉妹都市・友好都市等との交流 | |
| | | 2 文化財の保存・活用 | 1 文化財の保護と活用 2 文化財保護意識の啓発 3 民俗文化財の保存と後継者の育成 4 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 5 河越館跡地等の整備・活用 | |
| | 4 多文化共生と国際交流・協力の推進 | 1 多文化共生と国際交流・協力の推進 | 1 国際交流センターの充実 2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり 3 行政の国際化 4 国際感覚に優れた市民の育成 5 姉妹都市交流の更なる充実 | |
| | 5 生涯スポーツの推進 | 1 生涯スポーツの推進 | 1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成 2 スポーツ大会・教室等の充実 3 スポーツ指導者等の養成・活用 4 スポーツ施設等の整備・充実 | |
| | | 5節 | 8 施策 | 43 細施策 |

【第3章 都市基盤・生活基盤】

| 第3章 | 節 | 施策 | 細施策 | |
|--|--------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち 都市基盤・生活基盤 | 1 都市の魅力の創出 | 1 計画的なまちづくり | 1 計画的なまちづくりの推進 | |
| | | | 2 総合的な土地利用 | |
| | | | 3 新たな拠点の整備 | |
| | | | 4 地籍調査、町名地番整理の推進 | |
| | | 2 都市拠点の整備 | 1 中心市街地活性化基本計画の推進 | |
| | | | 2 三駅連携強化の推進 | |
| | | | 3 中央通り地区の整備 | |
| | | | 4 歴史的町並み地区の整備 | |
| | | 3 地域生活拠点の整備 | 1 拠点の整備 | |
| | | | 2 住宅地の整備 | |
| | | 4 景観に配慮したまちづくり | 1 歴史的地区の整備 | |
| | | | 2 都市デザインの推進 | |
| | | | 3 都市デザインの啓発、普及 | |
| | | | 4 屋外広告物の適正化 | |
| | | 2 交通ネットワークの構築 | 1 道路交通体系の整備 | 1 都市活動を支える広域幹線道路の整備 |
| | | | | 2 地域の活動を豊かにする幹線道路の整備 |
| | 3 安全で人にやさしい生活道路の整備 | | | |
| | 2 交通円滑化方策の推進 | | 1 交通需要マネジメントの推進 | |
| | | | 2 駐車場の整備 | |
| | | | 3 公共交通機関の充実 | |
| | 3 自然と調和した基盤づくり | 1 治水事業の推進 | 1 河川整備 | |
| | | | 2 雨水整備 | |
| | | | 3 雨水の有効利用の促進 | |
| | | 2 水道水の安定供給 | 1 施設・設備の改修及び更新 | |
| | | | 2 災害に強い施設整備 | |
| | | | 3 効率的な事業の推進 | |
| | | 3 公共下水道等の整備 | 1 生活排水施設の整備 | |
| | | | 2 合流式下水道の改善 | |
| | | | 3 公共下水道施設の維持管理 | |
| | | | 4 効率的な公共下水道事業の推進 | |
| | | 4 水辺と森林の整備 | 1 河川空間の活用 | |
| | | | 2 伊佐沼周辺の整備 | |
| | | | 3 樹林地の整備 | |
| 5 公園の整備と充実 | | | 1 計画的な公園の整備 | |
| | | | 2 自然環境の活用と整備 | |
| | | | 3 歴史的遺産の活用 | |
| | | 4 身近な活動拠点の整備 | | |
| | | 5 レクリエーション・スポーツ拠点の整備 | | |
| | | 6 公園の適正な管理と魅力の創出 | | |
| 6 快適な住宅・住環境の整備 | | 1 良好な住環境の整備 | | |
| | | 2 公的住宅の供給 | | |
| | | 3 高齢者等への住宅支援 | | |
| 3節 | | 13施策 | 43細施策 | |

【第4章 産業・観光】

| 第4章 | 節 | 施策 | 細施策 |
|-----------------------------------|------------------------------|----------------------|-----------------------|
| にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち 産業・観光 | 1 地域経済の活性化と産業振興 | 1 地域振興拠点の整備と新しい産業の育成 | 1 地域振興ふれあい拠点施設の整備 |
| | | | 2 新しい産業の育成 |
| | | | 3 人材確保や人材育成の推進 |
| | | | 4 産学公連携による技術開発の支援 |
| | | | 5 川越ブランドの推奨 |
| | | | 6 高度情報化社会・ICT社会への対応支援 |
| | | 2 雇用の促進と労働環境の改善 | 1 雇用の促進 |
| | | | 2 労働条件改善の促進 |
| | | | 3 福祉制度の普及・促進 |
| | | 3 農業の振興 | 1 食料の安定供給の促進 |
| | | | 2 担い手の育成・確保の推進 |
| | | | 3 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進 |
| | | | 4 環境と共生した持続可能な農業の推進 |
| | | | 5 農業基盤及び生活環境の整備 |
| | | 4 商業の振興 | 1 商店街への支援 |
| | 2 中心市街地の活性化 | | |
| | 3 周辺商業地の形成 | | |
| | 4 健全な商業の発展と商業団体等への支援・融資制度の充実 | | |
| | 5 工業の振興 | 1 工業団地の拡張及び整備 | |
| | | 2 企業支援 | |
| | | 3 工業団体等への支援 | |
| | | 4 広域的産学公ネットワークの推進 | |
| | 2 観光による地域振興 | 1 新たな観光事業の推進 | 1 観光事業の企画・推進 |
| 2 ICTによる観光情報の提供 | | | |
| 3 外国人観光客の誘致 | | | |
| 2 観光環境の整備 | | 1 郊外型駐車場の整備 | |
| | | 2 歴史的建築物の整備・活用 | |
| | | 3 観光施設の整備 | |
| | | 4 広域観光の推進 | |
| | | 5 ホスピタリティの向上 | |
| 2 節 | | 7 施策 | 30 細施策 |

【第5章 環境】

| 第5章 | 節 | 施策 | 細施策 | |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|------------------|-----------------|
| 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち 環境 | 1 総合的かつ計画的な環境行政の推進 | 1 計画的な環境事業の推進 | 1環境基本計画の推進 | |
| | | | 2地球温暖化対策実行計画の推進 | |
| | | | 3一般廃棄物処理基本計画の推進 | |
| | | | 4緑の基本計画の推進 | |
| | | | 5環境マネジメントシステムの推進 | |
| | | | 6新たな計画等の検討 | |
| | 2 環境活動参加のためのしくみづくり | 2 環境活動参加のためのしくみづくり | 1パートナーシップの形成 | |
| | | | 2環境学習の推進 | |
| | | | 3市民・事業者の取組の支援 | |
| | 2 循環型社会の構築 | 1 地球温暖化対策の推進 | 1省エネルギーの推進 | |
| | | | 2新エネルギーの導入促進 | |
| | | | 3その他地球温暖化対策の推進 | |
| | | 2 ごみの減量化、資源化 | 1減量化の推進 | |
| | | | 2資源化の推進 | |
| | | | 3市民・事業者への啓発 | |
| | | 3 廃棄物の適正処理 | 3 廃棄物の適正処理 | 1一般廃棄物(ごみ)の適正処理 |
| | | | | 2一般廃棄物(し尿)の適正処理 |
| | | | | 3産業廃棄物の適正処理 |
| | | | | 4不法投棄対策の徹底 |
| | | 3 環境保全対策の推進 | 1 自然環境の保全 | 1緑樹林地の保全と活用 |
| 2緑の創出 | | | | |
| 3水辺環境・農地の保全 | | | | |
| 4身近な野生生物の保全 | | | | |
| 2 生活環境の保全 | 2 生活環境の保全 | | 1水・土壌環境の保全 | |
| | | | 2大気環境の保全 | |
| | | | 3騒音・振動・悪臭対策 | |
| | | | 4化学物質対策 | |
| | | 5監視体制の充実 | | |
| | 3節 | 7施策 | 28細施策 | |

【第6章 地域社会と市民生活】

| 第6章 | 節 | 施策 | 細施策 |
|---|-----------------------|---------------------|----------------------|
| 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち 地域社会と市民生活 | 1 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成 | 1 地域コミュニティ活動の推進 | 1コミュニティ意識の形成 |
| | | | 2コミュニティ活動の促進 |
| | | | 3コミュニティ施設の充実 |
| | | 2 平和で思いやりのある地域社会づくり | 1人権施策の推進 |
| | | | 2人権教育の充実 |
| | | | 3平和意識の高揚 |
| | | | 4市民相談の充実 |
| | | 3 男女共同参画社会の実現 | 1人権の尊重と男女共同参画への意識づくり |
| | | | 2あらゆる分野への男女共同参画の促進 |
| | | | 3多様な生き方が選択できる環境づくり |
| | | | 4男女共同参画を推進するための施設の整備 |
| | | 4 青少年健全育成の推進 | 1青少年の社会参加の推進 |
| | 2協働体制の拡充 | | |
| | 3青少年施設の整備・充実 | | |
| | 4青少年の人権擁護の推進 | | |
| | 2 安全で安心な暮らしの確保 | 1 防災体制の整備 | 1地域防災計画の推進 |
| | | | 2災害応急対策の充実 |
| | | | 3防災意識の普及・高揚 |
| | | | 4危機管理体制の強化・充実 |
| | | 2 消防・救急体制の整備 | 1初動消防力の強化 |
| | | | 2救急業務体制の整備 |
| | | | 3火災予防対策の推進 |
| 4庁舎建設等施設の充実 | | | |
| 3 防犯対策の推進 | | 1防犯推進体制の整備 | |
| | | 2防犯意識の高揚 | |
| | | 3安全な地域コミュニティの推進 | |
| | | 4規範意識の高揚と防犯教育の推進 | |
| | | 5安全な都市環境の創出 | |
| 4 交通安全対策の推進 | | 1交通安全施策の推進 | |
| | | 2交通安全施設の整備 | |
| | | 3交通安全意識の啓発・高揚 | |
| | | 4放置自転車等防止対策 | |
| | | 5通学路安全対策の推進 | |
| 5 消費者対策の推進 | 1消費生活相談体制の充実 | | |
| | 2消費者の自立の支援 | | |
| | 3生活情報センターの整備・充実 | | |
| 6 葬祭事業の充実 | 1新斎場の整備 | | |
| | 2現斎場の運営・管理の充実 | | |
| | 3市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実 | | |
| | 2節 | 10施策 | 39細施策 |

分野別計画

共通章 協働によるまちづくりと
健全で効率的な行財政運営の推進

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第1節 協働によるまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 0 | - 1 | - 1 | 市民参加と協働の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H20年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------------------|----------------|-------|------|
| 情報の共有が十分であるとする市民の割合(%) | 29.8 | H27年度 | 50.0 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地方分権が進展する中で、市民に身近な行政を担う本市は、基礎自治体としての自主性や自律性を高め、地域にふさわしいまちづくりを進めていくことが求められています。このためには、市民と市が自治体を取りまく状況や地域の課題について共通の認識を持ち、まちづくりに向けて互いに役割と責任を担うことが必要となります。

本市では、各種審議会等の委員の公募、市民意見箱の設置、意見公募手続やタウンミーティングを実施し、市政への市民参加とともに行政運営の透明性の向上に努めてきました。今後も、住みよい魅力あふれるまちを築くため、積極的な情報の公開とともに、市民の意思を市政に反映していくことが求められます。

また、地方自治体を取りまく社会経済情勢は、大きく変化し、公共サービスに対する市民ニーズも複雑化・多様化しています。

少子高齢化の進行は、社会保障制度の負担増、労働力人口の減少、地域社会や世帯構成の変化などが見込まれ、公共サービスへも少なからず影響を与えるものと懸念されています。また、これまで個人や家庭において対応してきた子育てや介護、地域における防犯や防災などの課題にも公共サービスの対応が求められるようになっていきます。しかし、国・地方を通じた厳しい財政状況により、従来のように行政のみが公共サービスを提供することが困難になっています。

一方で、生活水準の向上に伴い、人々は物の豊かさから心の豊かさを求める傾向も強まっています。地域におけるボランティア活動に参加することに生きがいを見いだしたり、公共的活動や行政活動にも高い関心を示すようになっていきます。

本市では、平成21年に川越市協働指針を策定し、公益的活動に対する助成や市と市民活動団体が協働で公共サービスを実施してきました。

川越にふさわしい、住みよい魅力あふれるまちを築くため、地域が主体となったまちづくりに向けて、体制整備や意識の醸成、事業の推進が求められます。

施策の推進

1 市民参加のしくみづくり

住民自治の拡充や市政への市民参加を推進するため、自治基本条例(*1)や住民投票条例の制定を目指します。

市政への市民参加をさらに進めるため、意見公募手続、各種審議会等の委員公募などについて充実を図るとともに、市政モニター制度など新たなしくみづくりについて検討します。

2 情報の共有化

市民参加によるまちづくりを進めるため、さまざまなメディアを活用して行政情報の積極的な提供に努めます。

市民意見箱、市民意識調査、市政懇談会、タウンミーティング等に加え、事業単位でのアンケート調査の実施などにより、市民ニーズ、意見、満足度等の把握に努め、広聴機能の充実を図ります。

3 行政の透明性の向上

行政運営の透明性を確保するため、施策に対する説明責任の確保を図ります。

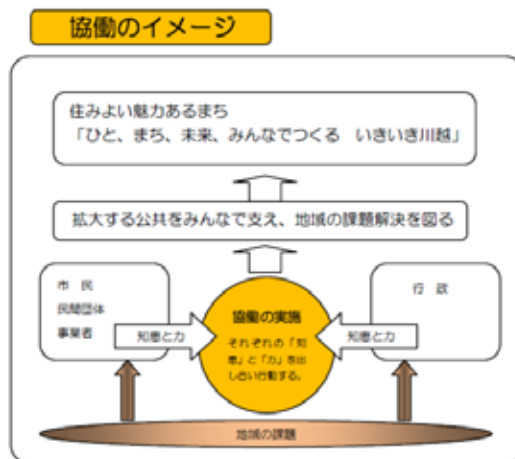
公正で信頼される市政を推進するため、オンブズマン制度の充実を図ります。

4 協働のしくみづくり

協働を全庁的に推進していくため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。

協働による事業を展開していくための情報交換や相互交流など、市民活動を支援する場の確保に努めます。

市民、自治会等の公共的団体、NPO、企業、大学等との協働による事業展開を図ります。



【指標解説】

情報の共有が十分であるとする市民の割合：市民アンケート調査において、市の行政に関する情報提供について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

*1 自治基本条例：地方自治体における行財政運営の全般について理念や基本原則を定める条例。

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進
第2節 行財政改革の強力な推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------------|
| 0 | - 2 | - 1 | 新たな行財政運営システムの構築 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H20年度) | 目標年 | 目標値 |
|-----------|----------------|-------|--------|
| 総合施策評価(%) | - | H27年度 | 100 |
| 経常収支比率(%) | 91.5 | H27年度 | 80.0以下 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地方自治体を取り巻く状況は、「地方分権一括法」などによる地方分権改革や、三位一体改革などにより大きく変化しました。このような中、本市は平成15年に中核市へ移行し、住民に身近なところで多くの行政サービスを提供できるようになるなど、自主性・自立性が大きく向上しました。しかし今日の低迷する経済情勢により、歳入の根幹となる市税収入が伸び悩み、財政状況は厳しいものとなっています。一方で、少子高齢化の進行や情報化の進展などにより多様化する行政課題や、新たな市民ニーズに的確に対応することが求められています。そのためには、限られた経営資源を最も有効に活用する都市経営の視点から、本市が有する人材や公有財産、財源などの最適な活用を図ることが必要となります。

本市では、コスト削減の観点から指定管理者制度やPFI手法(*1)の導入を実施してきました。組織体制を係制からグループ制へ変更し、より効果的、効率的に業務執行できる体制を整備しました。平成21年度には、財政収支見通しを基に、歳入・歳出における対応策を盛り込んだ中期財政計画を策定しました。

今後は、住みよい魅力的なまちづくりを推進していくために、自立した地方自治体が自己決定と自己責任の原則のもとに、コストとサービスのバランスを考えながら、市民の視点に立った行財政運営に努め、限られた財源や組織を有効に活用するシステムの構築が必要となります。

1 地方分権の推進

市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、地方分権の先導役である中核市として更に権限の拡大を図ります。

地方分権の推進及び行財政基盤の強化を図り、自立した持続可能な都市を目指すため、近隣自治体との合併について政令指定都市への移行の可能性も含め調査・研究を進めます。

2 将来に向けた中期財政計画の策定

健全で持続可能な財政を維持し、「第三次川越市総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するため、中期財政計画の適切な見直しを検討します。

3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築します。

各施策及びそれを構成する事業の重点化、効率化が適切に図れるような評価システムを導入します。また、制度の成熟に合わせて市民等による外部評価の導入を検討します。

行政サービスを効率的・効果的に提供するため、事業目的や効果を常に検証するとともに、市民等の意見を踏まえて事業を見直し、人材や財源などの経営資源の有効活用を図ります。

経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実な施策の推進を図ります。

市政運営に経営的視点を取り入れるため、外部の有識者等の意見を聴くしくみを導入します。

4 民間の経営手法の活用

事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度やPFI手法（*1）の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスの更なる向上とコストの削減に努めます。

5 人材育成の推進

人材育成基本方針に基づき、職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する新たな手法の確立と連携により、人材育成に努めます。

6 行政サービスの向上

申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の拡大などを図り、中核市にふさわしい窓口サービスの充実に努めます。

行政サービスをより効率的に提供するため、公共施設整備の在り方について検討します。

【用語解説】

- *1 PFI手法：「民間資金の活用による公共施設等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進
第2節 行財政改革の強力な推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------------|
| 0 | - 2 | - 2 | 効率的な社会資本整備の推進 |

現状と課題

本市では、市民生活と経済活動を支える基盤である学校、公民館、道路、下水道など、さまざまな社会資本を整備してきました。

その多くは、昭和40年代から50年代半ばにかけて人口急増に伴う市民サービスへの需要の高まりに対応したことが背景となっています。学校や公民館などの公共施設については、その多くが今後の10年から20年の間に更新の時期を迎えます。

これらの社会資本については、今後適切な維持管理を行って施設の延命化や更新費用の抑制に努めていくことが重要な課題となっています。また、効率的な行財政運営という観点からも、これらの社会資本が有効に機能できるよう総合的かつ長期的視野で計画的な整備を推進していく必要があります。

土地等の公有財産については、経営的視点に立った計画的かつ効率的な利用を図る必要があります。平成19年に「川越市公有地利活用指針」を策定し、公有地の利活用に関する基本方針を明確にしました。平成21年には、「指針」の実効性を高めるため、「川越市公有地利活用計画」を策定し、計画的な利活用に取り組んでいます。

昭和47年の建設から35年以上が経過している本庁舎は、老朽化や急速なIT化に対処するため頻繁に修繕工事を実施しています。また、事務の拡大等による狭あい化に対処するため、平成15年には東庁舎を建設しましたが、今後、本庁舎について積極的に検討していく必要があります。

施策の推進

1 社会資本マネジメントの推進

効率的な社会資本の整備あるいは更新の時期を的確にとらえるため、社会資本に関する整備更新計画を策定します。なお、整備や更新に当たっては、更新時期の適正化に加えコストの削減を図ります。

社会資本の効率的な整備及び運営のため、民間の経営能力や技術的能力を活用したPFI手法の導入等の検討や外部委託化を推進します。

市が保有する公有財産の計画的かつ有効的な活用について検討します。

2 庁舎等の建設

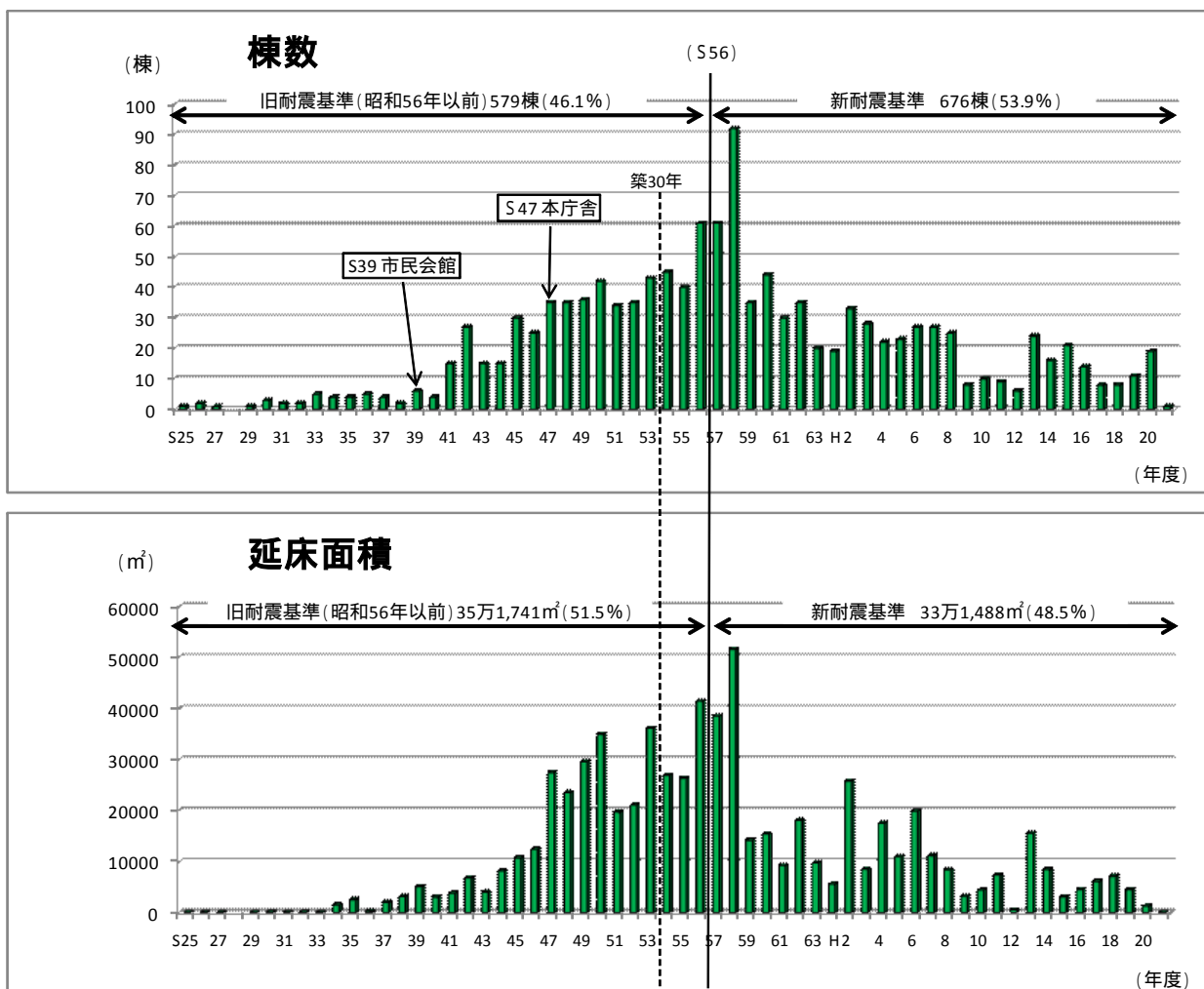
狭あい化した本庁舎について、建設場所や規模などを検討します。

市民が利用しやすい市役所・出張所とするため、施設の整備を検討します。

大東地区に地域の拠点となる機能を備えた施設の整備を推進します。

公共施設等の建築状況(S25年～H21年)60年間 年別

平成21年5月現在、財産台帳に登録されている1,255物件(建築年不明のものを除く)
 主な建物…小・中学校、保育園、公民館、市営住宅、本庁舎、文化会館等



共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進
第2節 行財政改革の強力な推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-------|
| 0 | - 2 | - 3 | 財源の確保 |

現状と課題

低迷する経済の先行きが不透明なことから、歳入においては、確保できる財源が大幅に変動することが予想され、長期的には少子高齢化による就労人口の減少などにより、構造的な財源不足が生じる可能性があります。一方、歳出においては、高齢化社会の進展により、社会保障関係経費の確実な伸びが見込まれ、道路など社会資本整備に充てる財源の確保が困難な状況になることが予測されます。

本市の財政状況も、歳入の根幹をなす市税収入が平成20年度には減少に転じ、一般財源の総額は減少しています。また、歳出については、人件費、物件費などは減少したものの、義務的経費である扶助費や公債費の増嵩により、経常的経費が増加し、その結果、平成20年度には経常収支比率が90%を超えることとなり、本市の財政構造の硬直化は着実に進み、憂慮すべき状況と言わざるを得ません。

このような財政状況のもと、将来にわたって各種の施策を計画的に展開していくためには、引き続き行財政改革を強力に推進していくとともに、限られた財源の中での事業の重点化・効率化を図っていくことが必要です。

また、自主財源をより多く確保するため、課税客体的確な把握、収入率の向上、受益者負担(*1)の適正化を進め、安定した財政基盤を確立することが重要な課題となっています。

1 積極的な財源の確保

厳しい財政状況に対応できる、弾力性のある財政構造と安定した財政基盤を確立するため、一般財源収入の確保に取り組みます。併せて適切な特定財源の確保に努めます。

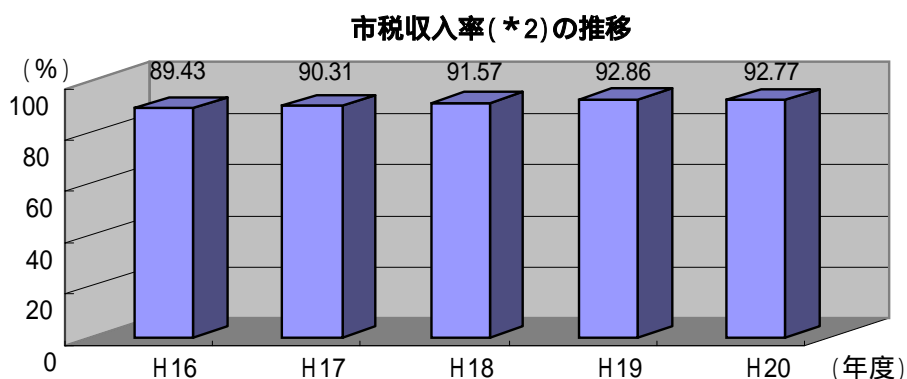
新たな地方税源の移譲等について国等に積極的に働きかけ、地方の安定した財政基盤の確立に努めます。

2 収入の向上対策

市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納体制の充実、組織の強化に努めます。

3 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化に向けた検討を積極的に行い、使用料等の定期的な見直しを実施する等、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努めます。



【用語解説】

*1 受益者負担：公共サービスの提供によって、特別の利益を受ける者から、平等の原則上、当該公共サービスに要する費用の一部を使用料、手数料、負担金等として負担していただくことです。

*2 市税収入率：市税の収入済額を調定額で除したものです。

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 0 | - 2 | - 4 | 電子市役所の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H20年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------|----------------|-------|-----|
| 電子的な申請等が可能な手続数(件) | 45 | H27年度 | 100 |
| ホームページアクセス件数(万件) | 110 | H27年度 | 200 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

インターネットに代表されるITの急速な進歩と普及は、市民生活や事業活動そして行政サービスの在り方に大きな変化をもたらしています。

情報通信ネットワークの基盤が整備され、様々な分野で情報化が進展したことにより、市民がインターネットを通じて、いつでも、どこでも必要な情報を取得、活用したり、行政サービスの提供を享受したりすることが可能となりました。しかし、その一方で、新たなネットワーク犯罪やコンピュータウィルス、情報漏えいなどが大きな社会問題となっています。

本市では、行政サービスのオンライン化を推進するため、電子申請システムの充実を図り、申請・届出可能な手続の数を段階的に増やしてきました。平成20年度には公共施設予約システムを導入し、平成22年度には地方税の電子申告等を可能とするシステムを導入する予定です(H22.12導入予定)。

また、市民と市との双方向による情報の流通を促進するため、ホームページで提供する情報の充実や広範囲な市民意見等の募集を進めるとともに、バリアフリーに配慮したホームページの作成を進めてきました。

事務の電子化については、段階的に地図情報システムの構築を進めるとともに、電子入札や課税など各種業務システムの充実を図ってきました。

今後、更なる行政サービスの向上を図るためには、市民の視点に立ち、市民の利便性をより重視した行政サービスのオンライン化を推進するとともに、市民が安心して行政サービスを利用できるよう、情報セキュリティ対策(*1)を強化していくことが重要です。

また、健全で効率的な行財政運営を実現するためには、既存の業務の在り方に固執することなく、費用対効果を十分考慮した事務の電子化を推進することが必要です。

施策の推進

1 行政サービスのオンライン化の推進

インターネットを經由して申請や届出ができるよう、電子申請システムで取り扱う手続を段階的に増やすとともに、電子的な手数料の納付などについて検討を進め、既に運用しているシステムの利便性の向上を図ります。

ホームページにより、市民への情報提供を充実するとともに、市民の意見を収集し、市民と行政との双方向による情報の流通を促進します。

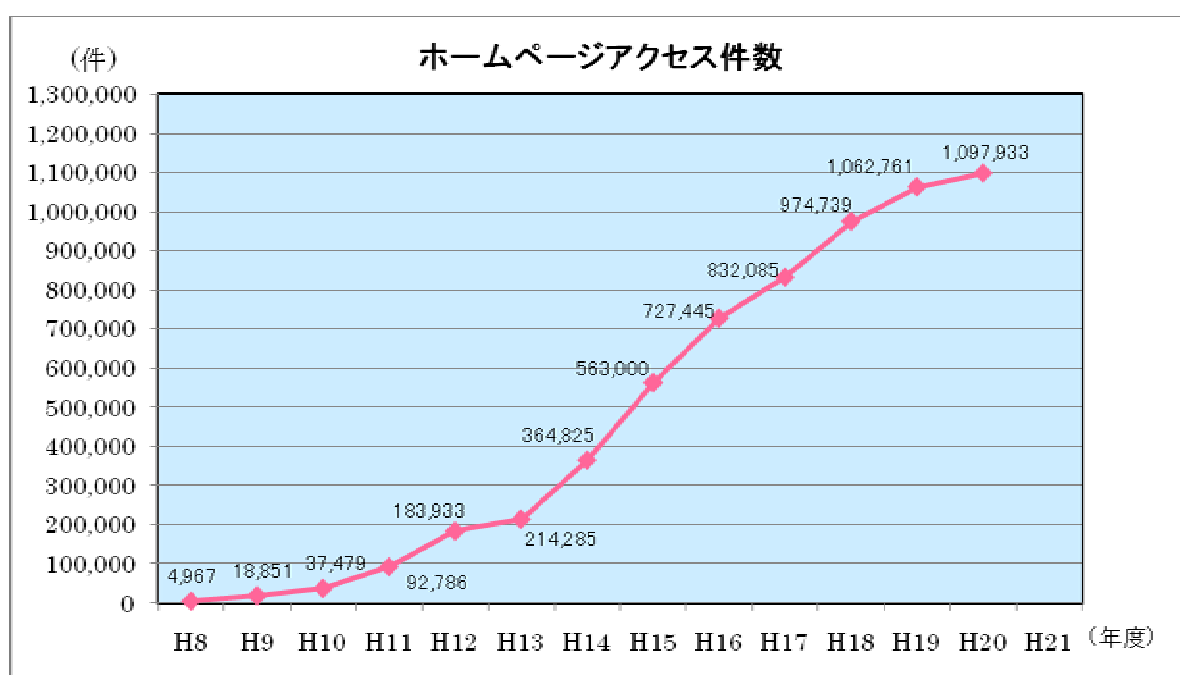
だれもが使いやすいホームページの充実に努めます。

インターネットを用いた行政サービスを、だれもが安心して受けられるように、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ対策(*1)の更なる充実を図ります。

2 事務の電子化の推進

電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁・管理の検討を行います。また、各種業務システムの導入や電子入札の推進を図ります。

事務の電子化に合わせた業務の見直しを行い、更に業務の効率化を進めます。



【用語解説】

*1 情報セキュリティ対策：情報システムで取り扱う情報資産を、不正アクセス、漏えい・消失、利用停止などの脅威から守ることを言います。

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第3節 広域行政の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 0 | - 3 | - 1 | 広域行政の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H20年度) | 目標年 | 目標値 |
|----------------------------------|----------------|-------|---------|
| 川越市民が川越市以外の6市町の施設を利用した人数 (人) | 84,443 | H27年度 | 120,000 |
| 川越市以外の6市町住民が川越市の施設を利用した人数 (人) | 44,766 | H27年度 | 50,000 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

日常生活圏の拡大とともに人々のライフスタイルや価値観も多様化してきました。また、地方分権が進展する中、住民に最も身近な市町村は、自主性・自律性の向上が求められています。このことから、広域的な問題や課題に対しては既存の市町村の枠を越え、独自性を生かしながら相互に連携した取組を進める必要が生じてきました。

本市は、広域的視点に立ったまちづくりを進めるため、「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」(*1)が平成18年4月に策定した第2次基本構想・基本計画(レインボープラン)に基づき、公共施設の相互利用や講演会開催などの事業を通じて圏域住民の利便性の向上や住民相互の交流を図っています。

「埼玉県西部第一広域行政推進協議会」(*2)では、さまざまな分野で広域的な課題について調査・研究を行い、構成市町の行政水準の向上に努めてきました。

その他にも、本市は、各分野において住民の利便性の向上を図るべく多様な連携を進めています。

また、本市は、平成11年3月に第5次首都圏基本計画(*3)において業務核都市(*4)に位置付けられたことから、埼玉県及び関係市とともに、平成20年3月に川越業務核都市基本構想を策定し、地域の特性を生かしながら本市を中心とした個性的で魅力ある都市の形成に努めています。

今後も、広域行政を進める各市町との連携強化を図りながら、更なる広域行政の活用を検討し、住民一人ひとりが心豊かな生活を送ることができるよう、個性を生かした、活力あるまちづくりを進める必要があります。

また、他の業務核都市との更なる連携を図りながら、自立性の高い地域として、個性的で魅力ある都市を形成していく必要があります。

1 関係市町の連携強化

より効率的で効果的な広域行政の推進をめざし、関係市町との交流を深め、連携強化に努めます。また、地方分権の進展を踏まえ広域行政の更なる活用について検討します。

2 レインボープランの推進

公共施設の相互利用など広域的に対応することが望ましい事務事業の更なる拡大や充実を図るなど、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の諸施策を積極的に推進します。

3 業務核都市としての機能の推進

業務核都市基本構想に基づき、埼玉県及び関係市とともに、地域の特性を生かした個性的で魅力あるまちづくりを推進します。

【用語解説】

- * 1 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会：通勤・通学や商圈など一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会です。
- * 2 埼玉県西部第一広域行政推進協議会：昭和45年10月に任意の協議会として設立され、昭和56年には地方自治法に基づく法定の協議会に位置付けられました。現在は、第3次埼玉県西部第一広域行政圏計画に基づき各専門部会による広域的な課題について調査・研究を行っています。なお、平成20年度末で国の広域行政圏施策が廃止となり、本協議会においても今後の協議会のあり方について検討が進められています。
- * 3 第5次首都圏基本計画：国土庁(現：国土交通省)が首都圏の目標とする社会や生活の姿を定めた基本計画。計画期間は平成11年～平成27年の17年間で、現在、「川越広域連携拠点」の核都市として川越市が業務核都市に位置付けられています。
- * 4 業務核都市：東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市です。

